

2005

7/1日号

No. 1383



海と文化の交差点・共創のまち浜田

広報

# はまだ

編集・発行 浜田市総務課 ☎0855-22-2612

<http://www.city.hamada.shimane.jp>  
E-mail: [info@city.hamada.shimane.jp](mailto:info@city.hamada.shimane.jp)

〒697-8501 島根県浜田市殿町1番地



## 防災・水防訓練を実施

6月5日(日)、下府川河川防災ステーションにおいて防災・水防訓練が実施されました。訓練には防災関係機関や自主防災組織、防災ボランティアなど約320人が参加し、大規模地震、津波および水害の救急救助や消火、救急法、応急手当など様々な訓練が行われました。

### 主な内容

- ◇05' 浜っ子夏まつり ..... 2
- ◇IT講習会、戦没者などの遺族のみなさんへ ..... 3
- ◇市立図書館 ..... 7
- ◇おもなできごと ..... 7
- ◇子育て&健康のページ ..... 8~12

### 浜田市民憲章

昭和五十五年十一月三日制定

- わたくしたちは 日本海の美しい自然と  
温かい人情を誇る浜田市民です  
明るい豊かな浜田をつくるために この  
憲章を定め力をあわせて進みます
- 一 きまりを守り よい習慣を育て  
きれいな住みよいまちをつくります
- 一 働く喜びをもち 産業をおこし  
豊かなまちをつくります
- 一 からだを鍛え 健康で  
平和な家庭をつくります
- 一 教養を高め 若い力を伸ばし  
清潔で活力あるまちをつくります
- 一 老人をうやまい ことを大切にし  
明るい社会をつくります

8月  
6日(土)

## 05' 浜っ子夏まつり

迫力満点の大輪の花が浜田の夜空を美しく彩る一大イベント。暑さを吹き飛ばすこのまつりに多数おでかけください。

**日時** 8月6日(土) 午後6時～10時

花火打ち上げ 午後8時30分～9時15分

小雨決行 ※荒天の場合は花火だけ翌日7日に順延。

**会場** 浜田漁港 7号岸壁周辺

**内容** 花火(5,000発)、石見神楽、観光大使交代式、他市との交流会、市民の夜店ほか

**主催** 浜っ子まつり振興会

### まつりボランティア募集

このまつりを市民の皆さんと一緒に成功させるために浜っ子夏まつりを手伝ってもらえる市民ボランティアを募集します。

協力できる人は、実行委員会事務局へ連絡してください。多数のご参加をお待ちしています。

**申込締切日** 7月20日(水)



### 「市民の店」出店者募集

**出店日時・場所** 8月6日(土) 午後6時～10時  
浜田漁港7号岸壁

**募集対象** 市民、市内の企業・商店街・団体

**募集定数** 25店舗(申込順に決定)

**必要経費** 実費

**申込締切日** 7月15日(金)厳守

**申し込み・問い合わせ先**

浜っ子まつり実行委員会 浜田駅前「浜田市観光協会」内

(☎④1085、FAX④1081)

## 雇用生活相談窓口を設置しています

依然として停滞する経済状況の中、公共事業の減少や基幹産業である水産業の低迷などにより、関連産業の不振や雇用環境が悪化しているため、失業対策と雇用の両面に立った支援を行う雇用生活相談窓口を設置しています。

なお、相談・申請の受付については、ワンストップ方式で「雇用生活相談窓口」で一括して行ないますので気軽に市民課総合案内へ申し出てください。

### 失業などによる収入激減者支援

企業倒産やリストラによる失業、事業の休廃止などで収入が激減した人または世帯を対象に減免・減額などによる支援を行います。

#### 対象となる負担金など

【減免】国民健康保険料、老人福祉施設措置費負担金・扶養義務者負担金、支援費利用者負担金・扶養義務者負担金、保育所入所児童負担金、放課後児童クラブ自己負担金、幼稚園保育料

【減額】市営住宅家賃

【補助】小中学校就学援助補助金

※ 減免・減額などには様々な基準があります。

介護保険料および介護保険利用者負担金については、相談と受付のみとなります。

小中学校就学援助補助金については、各小・中学校への申請となります。

### 雇用に関する相談

求職の手続きや雇用保険失業給付の手続き、また労働条件(賃金・労働時間など)に関して相談を受け、ハローワーク浜田や浜田労働基準監督署などの関係機関へ取り次ぎます。

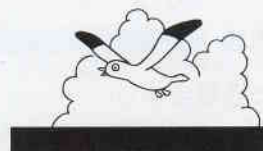
**受付場所** 市民課総合案内

**相談場所** 1階ロビー内 雇用生活相談窓口

**問い合わせ先**

収入激減者支援に関する相談 福祉総務課福祉調整係 (☎内線213)

雇用に関する相談 商工観光課商工係 (☎内線227)



# 浜田市IT講習会

- ◆ 場 所 各公民館 パソコン設置室
- ◆ 受 講 料 無料
- ◆ テキスト 下記表のとおり（昨年度の浜田市IT講習会で使用したテキストと同じです。既に持っている人は持参してください。貸し出しもします。）
- ◆ 定 員 美川公民館 各9人、周布公民館 各5人（定員を超えた場合は抽選となります。）
- ◆ 申込方法 往復はがきに、①住所、②氏名、年齢、③電話番号、④希望コース名、⑤指定テキストの有無、⑥マウス操作および文字入力ができるかどうかを明記のうえ、各公民館へ応募してください。
- ◆ 受講者の決定 各講座の申込期限の日に受講の可否を決定し、返信はがきで通知します。
- ◆ 申し込み・問い合わせ先 周布公民館 〒697-1321 周布町イ374 ☎⑦0058  
美川公民館 〒697-1331 内村町592-1 ☎⑦3657

## 〈周布公民館開催講座〉

科 目	コース名	開 催 日	時 間	指定テキスト	対象者	申込期限(必着)
エクセル表作成編集編	7AE	7月28日(木)、29日(金)	午前9時～午後4時	テキストで学ぶ Excel 2000 初級編	マウス操作、 文字入力か できる人	7月15日(金)
エクセル関数グラフ編	8AE	8月25日(木)、26日(金)	午前9時～午後4時			8月5日(金)

## 〈美川公民館開催講座〉

科 目	コース名	開 催 日	時 間	指定テキスト	対象者	申込期限(必着)
パソコン入門 (基礎操作と文字入力)	9P1	9月5日(月)、6日(火)	午後1時30分～4時30分	はじめよう！パソコン とインターネット	どなたでも 受講できま す	8月17日(水)
	9P2	9月14日(水)、15日(木)	午後1時30分～4時30分			8月24日(水)
ワード文書作成編	10HW	10月8日(土)	午前9時～午後4時	テキストで学ぶ Word 2000 初級編	マウス操作、 文字入力か できる人	9月18日(日)
	10PW	10月17日(月)、18日(火)	午後1時30分～4時30分			9月23日(金)
はがき作成 (ワード2000で年賀状)	11HP	11月12日(土)	午前9時～午後4時	市作成テキスト		10月22日(土)
	11PP	11月14日(月)、15日(火)	午後1時30分～4時30分			10月24日(月)
エクセル表作成編集編	12HE	12月4日(日)	午前9時～午後4時	テキストで学ぶ Excel 2000 初級編		11月14日(月)
	12PE	12月14日(水)、15日(木)	午後1時30分～4時30分			11月24日(木)
インターネット (インターネットと電子メール)	1AI	1月21日(土)	午前9時～午後4時	はじめよう！パソコン とインターネット		12月26日(月)
	1PI	1月26日(木)、27日(金)	午後1時30分～4時30分			1月6日(金)

## 特別弔慰金

戦没者などの  
遺族の皆さんへ

〜第八回特別弔慰金が  
支給されます。〜

対象 戦没者の死亡当時の遺族

で、平成17年4月1日において、公務扶助料や遺族年金などを受ける人がいない場合に、次の順番による先順位の遺族1人

1 弔慰金の受給者

2 戦没者の子

3 ①父母、②孫、③祖父母、

④兄弟姉妹（戦没者などとして生計関係を有していなかった人は除かれます。）

4 右記3以外の①父母、②孫

③祖父母、④兄弟姉妹

5 右記1から4以外の三親等内の親族（戦没者などの死亡時まで引き続き1年以上生計関係を有していた人に限られます。）

支給内容 額面40万円、10年償還の記名国債

申請期間 平成20年3月31日

まで

申請に必要なもの

・印鑑

・戸籍抄本など必要書類を用意してもらったための手数料

申し込み・問い合わせ先

## 窓口

日曜窓口の  
開設を中止します。

期日 7月17日(日)

合併に伴うシステム改修工事のため、住民票などの交付ができません。

なお、婚姻・死亡など戸籍届書の受付は宿直で行います。

問い合わせ先 市民課総合窓口  
係（☎内線144）

## ごみ

祝日に燃やせるごみの  
収集を行います。  
(7月～9月分)

対象地区 月・木曜日が燃やせるごみ収集地区

収集日

7月18日(海の日)

9月19日(敬老の日)

対象地区 火・金曜日が燃やせるごみ収集地区

収集日

9月23日(秋分の日)

※ ごみ収集は、平成17年度ごみ収集計画表のとおり行います。収集日の朝8時30分までに出示してください。

問い合わせ先 環境課清掃対策係（☎内線257）

福祉総務課福祉調整係  
（☎内線210・213）

# 「振り込め詐欺」にご注意！

**多重債務・悪質商法相談を  
弁護士が無料でを行います。**

事務所のドアがいきなり開いて、女性が飛び込んできた。

「先生！助けてください。裁判の取り下げが今日までというはがきが来て！私、すっかり忘れていたんです。どうしたらいいでしょう。」

「まあ、落ち着いてください。とにかく、そのはがきを見せてください。」

その女性をなだめて、はがきを見せてもらった。見れば「総合消費料金未納分最終通知書」といういかにも仰々しいタイトルがついていて、財団法人東京管理事務局が差出人になっているようだ。

「お話を！」という女性を遮り、私は「典型的な振り込め詐欺ですね。」と話した。

ポカんとする女性。

「それでは理由を説明しましょう。まず、このはがきに書いてある「総合消費者特例法」などという法律は聞いたことがありません。

次に、文面上は『このはがき

は財務省の許可通達書です。』と書いてあるのに、最後に書いてある番号は財務省許可番号ではなく財務省認可番号と書いてあります。法律上、許可と認可は全く意味が違います。正当な請求書であれば、必ず金額や支払先が書いてあるのに、このはがきには『指定の電話番号に連絡してください。』とあるだけで金額や支払先が書いてありません。

なにより、はがきで請求書を出すということが通常はありません。財団法人東京管理事務局の住所は東京都新宿四谷になっているのに、連絡先の郵便番号は〒104・0033と書いてあります。〒104・0033は東京都中央区新川の郵便番号ですよ。

最後に消印を見てください。5月28日の消印になっているのに5月31日が最終期限ということはないでしょう。まあ本当に裁判所から連絡が来たら、また相談に来てください。多分来ないと思いますが。」

「ハア、先生すみません。私っ

て。」

「いえいえ、弁護士のところ

に相談に来ようと思ったのだから冷静ですよ。」

「ところで、相談料はいくらですか？」

「うちはこのような悪質商法の相談は無料にしているので、いただきますません。気をつけてお帰りください。」

## 相談について

日時 月～金曜日 午前9時～午後5時（完全予約制）原則30分（必要に応じて延長）

※多重債務悪質商法相談以外は有料です。

場所 「浜田ひまわり基金法律事務所」 田町1655 朝日堂ビル301号 NHK浜田

報道局上  
相談員 田上尚志さん（弁護士）

予約方法 事前に電話で申し込んでください。

問い合わせ先 浜田ひまわり基金法律事務所（☎01605）

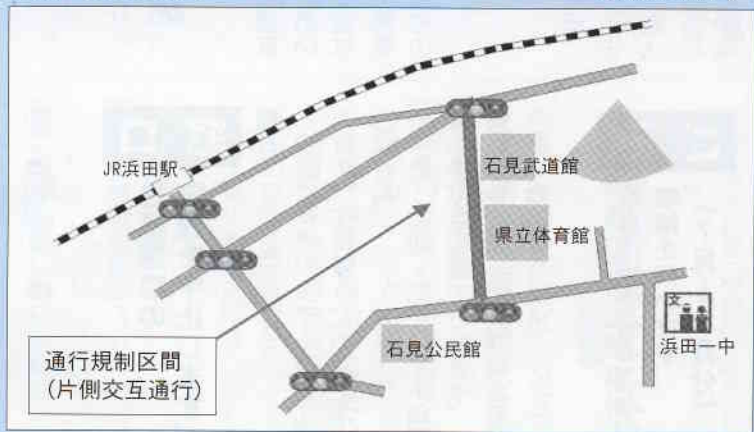
## 市道浜田105号線通行規制

黒川町地内において、歩道拡幅工事を行っており、下記期間中は車道部の舗装工事を行う予定です。この際、片側交互通行などの交通規制を行いますので、迷惑をおかけしますがご協力をお願いします。

期間 7月1日(金)～8月31日(水)

場所 図のとおり

(建設整備課)



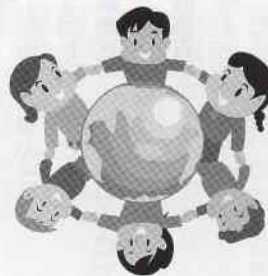
7月は

『社会を明るくする運動全国強調月間』

『青少年の非行問題に取り組む全国強調月間』です。

ともに青少年を地域社会で支えていくことを重点目標としています。青少年は『地域の宝』であり、ひとり一人がかけがえのない存在であるという認識に立ち、地域住民みんなが共に感じ、学び、育むという関係を築いていきたいと思います。

(福祉総務課)



## このような訪問販売に注意

### 点検商法 その1

床下換気扇・除湿剤  
○不意に訪れて、簡単に見られないところを点検する業者に注意

○「排水管の無料点検」などは家に上がりこむための口実です。

○本当に工事が必要かどうか、知り合いや地元の工務店に相談しましょう。

○言いなりになって契約すると、屋根工事、外壁工事、風呂工事と次々に契約させられることもあります。

訪問販売などには契約後一定期間内（契約書面を受け取った日を含めて8日以内）で、指定商品であれば無条件解約ができる制度（クーリングオフ）がありますがトラブルに巻き込まれないためにも契約するときにはよく考えて慎重に必要ないと思ったらはっきりことわりましょう。

クーリングオフの手続きについてはごみ収集計画表の11月のページに掲載していますので参考にしてください。

環境課環境保全係 ☎内線256



## 募集

「公益信託しまね女性ファンド」  
平成17年度  
後期助成事業

県では、女性が持てる力を十分發揮して地域でいきいきと活躍することを目的に「公益信託しまね女性ファンド」を設立し、女性が中心となり活動している民間の団体やグループが自主的・主体的に企画実施する活動を支援しています。

- 対象団体 県内の女性を中心に活動している民間団体・グループ（構成員はおおね10人以上で、その半数以上が女性であることが目安となります。）
- 対象事業 10月1日(土)～平成18年3月31日(金)に実施される次の事業
- 1 魅力ある地域づくり
  - 2 男女共同参画社会づくり
  - 3 時代を担う人づくり
  - 4 水と緑豊かな環境づくり

助成金額 1件あたり1万円単  
位で上限50万円

募集期間 7月31日(日)まで

助成決定 9月

申し込み・問い合わせ先 (助し  
まね女性センター 公益信託  
しまね女性ファンド事務局  
☎0854(04)5514・FAX  
0854(04)5589)  
E-mail: asu-09@mail.asuter.asu.  
pref.shimane.jp

※ 申請用紙は地域政策課 ☎  
内線324)にもあります。

## 特定不妊治療費を助成します

不妊症のため、子どもを持つことができない夫婦に対して、治療費が高額な体外受精および顕微授精（特定不妊治療）医療費の一部を助成し、経済的負担の軽減を図ります。

助成額 1年度あたり10万円が  
上限額（2年間分まで助成）  
申請の時期・方法  
治療が終了した日の属する年  
度内に、県が定めた申請書に必  
要な書類を添えて申し込んでく  
ださい。後日、審査結果が通知  
されます。

対象 次の要件をすべて満たす人  
①法律上の夫婦で、県内に住所のある人（夫または妻の一方でも可）

必要な書類  
①特定不妊治療費助成事業受診  
などの証明書（医療機関発行  
の領収書を添付）

②体外受精、顕微授精以外の治療法では妊娠が望めないと医師の診断があつた人

②県特定不妊治療費助成事業の申請の有無に係る照会などの同意書

③指定医療機関において治療を受けた人（指定医療機関は、各保健所で公表）

③法律上の婚姻関係にあることを証明できる書類

④夫妻の前年所得の合計が650万円未満の人（所得の計算は児童手当施行令を準用）

④住所を確認することができる書類

⑤平成17年4月1日以降に治療を終了した人

⑤夫および妻の所得額を証明する書類

対象経費 指定医療機関において体外受精または顕微授精に要した費用

申請場所 浜田保健所  
相談・問い合わせ先  
浜田保健所 ☎(0)5552  
県不妊専門相談センター ☎  
0853(0)3584  
県健康福祉部健康推進課 ☎  
0852(0)6130  
http://www.pref.shimane.jp/  
/section/kenkochoju/

※ 配偶者以外の第三者から精子や卵子の提供を受けた場合や代理懐胎（代理母、借り腹）、交通費など直接治療に関係しない費用は対象外